

広島県における地域振興立法5法指定地域の状況等一覧

都道府県	市町村	農業地域類型区分				5法指定地域の状況				
		都市	平地	中間	山間	特農	過疎	山村	半島	離島
広島県	23 市町村	広島市				一部		一部		
	呉市					一部	一部		一部	一部
	竹原市					全部		一部		
	三原市					一部	一部	一部		一部
	尾道市					一部	一部			一部
	福山市					一部	一部			一部
	府中市					一部	一部	一部		
	三次市					一部	全部	一部		
	庄原市					一部	全部	一部		
	大竹市							一部		一部
	東広島市					一部	一部	一部		
	廿日市市					一部	一部	一部		
	安芸高田市					一部	全部	一部		
	江田島市					一部	全部		全部	一部
	府中町									
	海田町									
	熊野町									
	坂町									
	安芸太田町					全部	全部	一部		
	北広島町					全部	全部	一部		
	大崎上島町					一部	全部			全部
	世羅町					一部	全部	一部		
	神石高原町					全部	全部	一部		

注1)「市町村」とは、平成18年3月1日現在の市町村です。

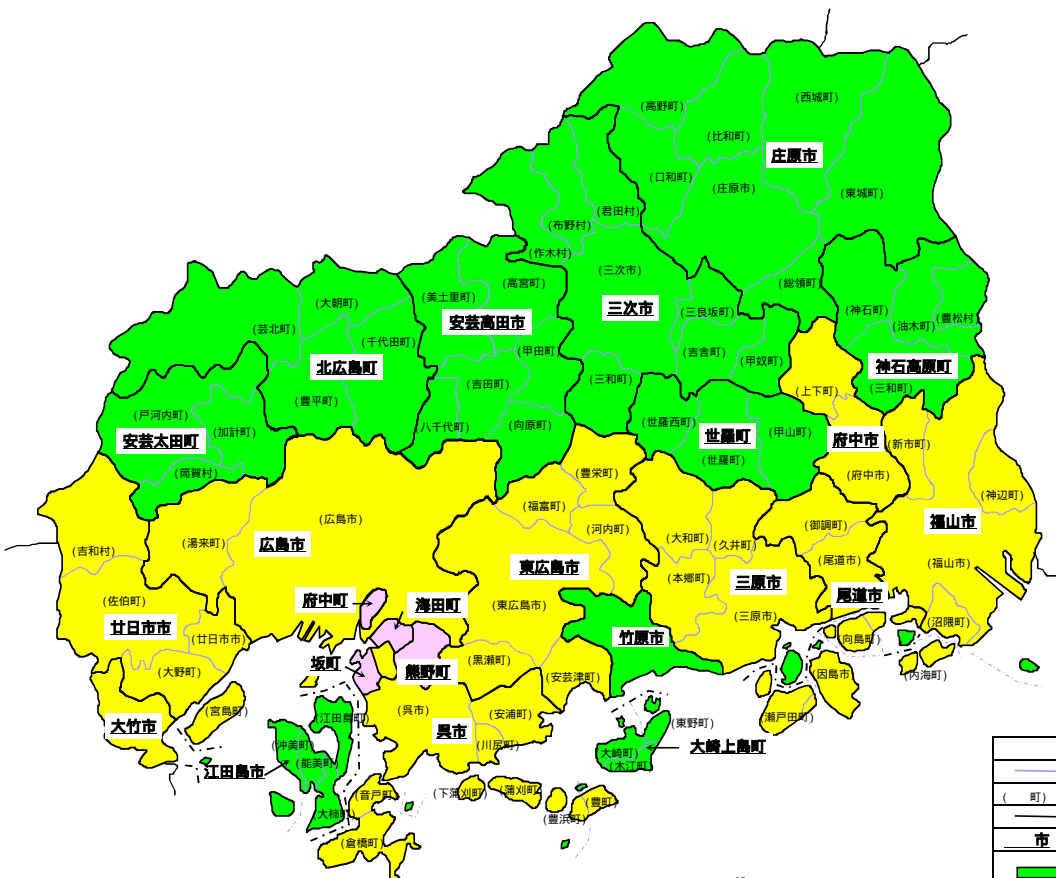
注2)「農業地域類型区分」とは、農林統計に用いる地域区分であり、地域農業の特性を明らかにするため、地域農業の構造を規定する基盤的な条件(耕地や林野面積の割合、農地の傾斜度等)に基づき市区町村を区分したものです。上表は、平成17年2月1日現在の市区町村の区域内に含まれる旧市区町村別に設定された農業地域類型です。

注3)「5法指定地域の状況」とは、平成22年4月1日現在における地域振興立法5法の指定地域の状況です。

広島県

地域振興立法5法地域指定状況(現市町村別)

平成22年4月1日現在



凡 例	
旧市町村界	平成15年2月2日現在
(町) など	旧市町村数: 86
旧市町村界	平成18年3月1日現在
市 など	現市町村数: 23
全部指定	5法のいずれかが全部指定(みなし過疎を含む。離島は当該島を着色) 現市町村: 10
一部指定	全部指定以外で、5法のいずれかが一部指定(離島は当該島以外を着色) 現市町村: 9
指定地域なし	現市町村: 4